

岡山県小児医療費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、小児の保健及び福祉の増進を図るため市町村が実施する小児医療費の公費負担事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「対象者」とは、岡山県内の市町村に住所を有する国民健康保険法の規定による被保険者又は国民健康保険法以外の医療保険各法の規定による被扶養者のうち次の各号に掲げる小児で、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けていないものをいう。ただし、別表第1の第1欄に掲げる場合に該当する者を除く。

- (1) 満3歳に達する日の属する月の末日までにある者
- (2) 満3歳に達する日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者
- (3) 満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者

3 この要綱において「医療費」とは、対象者が、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用（診療報酬の算定方法の例により算定された額をいう。以下「総医療費」とい

う。)のうち、医療保険各法の規定により、対象者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金額がある場合は、その額を控除した額)から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の一部負担金(対象者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が、別表第2で定める対象者の区分(以下「所得区分」という。)に応じ、別表第3に掲げる額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該負担上限月額とする。)(特別の理由により、市町村長が全部又は一部を控除しないこととした場合は減免後の額)を控除した額をいう。ただし、前条第2項第3号に掲げる者については入院に係るものに限る。

(1) 当該療養を受けた時が満3歳に達した日の属する月の末日までの場合総医療費の100分の4に相当する額

(2) 当該療養を受けた時が前号に掲げる以外の場合 総医療費の100分の10に相当する額

4 この要綱において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

5 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(医療費算定の特例)

第3条 前条第3項に規定する対象者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法の規定により対象者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、当該医療保険各法の規定にかかわらず、当該被保険者等の療養に係る額を除き、当該医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、市町村が実施する小児医療費公費負担事業に要する経費のうち、次に定める額とする。ただし、岡山市が実施する小児医療費公費負担事業に要する経費を除く。補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助金の額
(1) 市町村が、対象者に係る医療費について給付した額（市町村が第2条第3項に規定する一部負担金の全部又は一部についても給付した場合は、同条第2項第1号に掲げるときにあつては給付した総額の100分の80に相当する額、同項第2号に掲げるときにあつては給付した総額の2分の1に相当する額、同項第3号に掲げるときにあつては給付した総額の3分の2に相当する額）から寄附金その他の収入を差引いた額とする。	補助対象経費(1)(2)合計額に、2分の1（中核市にあつては4分の1）の補助率を乗じて得た額
(2) 市町村が、医療費（第2条第3項第3号に掲げる者にあつては入院に係るものに限る）に係る審査支払業務等のため岡山県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金岡山支部に支出した手数料の額	

（交付申請）

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、県民局長が別に定める日までに県民局長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 歳入歳出予算書（見込書）抄本（様式第3号）
- (3) 補助事業に係る市町村条例の写し

（変更交付申請）

第6条 この補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助

金の交付の決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、県民局長が別に定める日までに県民局長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費を減少させる変更であって、かつ、その程度が交付決定を受けた額の20%の範囲内である場合は、この限りでない。

(1) 補助金変更所要額調書（様式第5号）

(2) 歳入歳出予算書（見込書）抄本（様式第3号）

（申請の取下げ期限）

第7条 補助事業者が、規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内とする。

（変更承認申請）

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を速やかに県民局長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、毎年11月末日現在における補助金の年間所要見込額を県民局長が別に定める日までに事業実施状況報告書（様式第7号）により県民局長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告後の支出状況により年間所要見込額に変動が生じた場合は、県民局長が定める日までに再度報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、3月31日までに県民局長に提出しなければならない。

(1) 補助金精算書（様式第9号）

(2) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（様式第10号）

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第11条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和48年7月1日から施行し、昭和48年7月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

2 昭和48年度に限り、第4条の申請の日は、別に定める日までとする。

附 則

この要綱は、昭和50年6月12日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年5月1日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月28日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し、昭和 62 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行し、昭和 63 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 22 日から施行し、平成 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成 9 年 7 月 1 日以降に受けた療養について適用し、平成 9 年 6 月 30 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 15 日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 6 月 23 日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 別表第 1 (第 2 条関係) の規定は、平成 10 年 7 月 1 日以降に受けた療養について適

用し、平成 10 年 6 月 30 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、平成 11 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 11 年 6 月 25 日から施行し、平成 11 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 別表第 1 (第 2 条関係) の規定は、平成 11 年 7 月 1 日以降に受けた療養について適用し、平成 11 年 6 月 30 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 26 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

(特例措置)

- 2 別表第 2 (第 4 条関係) に規定する補助率のうち「1/6」とあるのは、平成 13 年 10 月受診分の支払に係る補助金から平成 16 年度分の補助金については「1/5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 29 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 別表第 1 (第 2 条関係) の規定は、平成 13 年 7 月 1 日以降に受けた療養について適用し、平成 13 年 6 月 30 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 5 日から施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 30 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成 16 年 10 月 1 日以後に受けた療養について適用し、平成 16 年 9 月 30 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

(合併した市町村に対する経過措置)

- 3 平成 17 年 3 月 31 日までに合併した市町村に対する平成 16 年度分の補助金の額は、合併前の旧市町村の区域ごとに当該合併前の旧市町村の補助率を適用して算出した額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(特例措置)

- 2 別表第 2（第 4 条関係）に規定する補助率のうち「1/6」とあるのは、平成 17 年度分の補助金については「1/5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岡山県乳幼児医療費補助金交付要綱第 4 条の規定にかかわらず、中核市以外の市町村に対する平成 18 年度分の補助率の算定に当たっては、次の表に掲げる補助率を適用する。

市 町 村	補 助 率
新見市、真庭市、美作市、建部町、和気町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町、新庄村、西粟倉村	6 分の 4
津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、矢掛町、鏡野町	6 分の 3. 5
瀬戸町、早島町、里庄町、勝央町	2 分の 1

- 3 平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に合併した市町村に対する平成 18 年度分の補助金の額は、合併前の旧市町村の区域ごとに当該合併前の旧市町村の補助率を適用して算出した額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岡山県乳幼児医療費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間に行われる療養に要する費用についての新要綱第 2 条第 3 項に係る負担上限月額の適用については、新要綱別表第 3 中「4, 0 0 0 円」とあるのは「2, 0 0 0 円」と、「2, 0 0 0 円」とあるのは「1, 0 0 0 円」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による改正前の岡山県乳幼児医療費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、平成 18 年度に限り、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に受けた療養について適用し、平成 20 年 3 月 31 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岡山県乳幼児医療費補助金交付要綱第 4 条の規定にかかわらず、岡山市に対する次の表の左欄に掲げる年度分の補助金の算出に当たっては、それぞれ同表の右欄に掲げる補助率を適用する。

年 度	補助率
平成 2 1 年度	2 0 分の 3
平成 2 2 年度	1 0 分の 1

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による所得区分の判定に当たっては、市町村は平成 22 年度税制改正による年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止による影響をできるだけ遮断する目的の範囲内で、当分の間、所要の調整をして判定することができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表第 1（第 2 条関係）の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以降に受けた療養について適用し、令和 3 年 6 月 30 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の別表第 2（第 2 条関係）備考 4 の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以降に受けた療養について適用し、令和 3 年 6 月 30 日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。